





(元請事業者)  
様

下請業者

## 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書

[工事番号および工事名: ]

いずれか該当する口にレ点をつけてください。

- 1. 建退共制度に加入している
- 2. 建退共制度に加入していない (就労予定労働者数 人)

以下のとおり、建退共制度の対象労働者数等を報告します。

※「 2. 建退共制度に加入していない」に該当した場合は、「共済契約者番号」は「-」、「うち、被共済者数②」は「0人」とし、これ以外の項目は記載してください。

(単位: 人)

共済契約者番号	事務所名	就労予定労働者数①	うち、被共済者数②	被共済者以外(①—②)

(被共済者以外(①—②)の内訳)

企業の役員	中退共、商工会など他の退職金制度に加入	自社の退職金制度のみを適用	その他(具体的に)

注1) 自社の退職金制度と建退共制度を両方適用している場合は、被共済者に該当しますので、「うち、被共済者数②」にその人数を記載してください。  
 注2) 「中退共、商工会など他の退職金制度に加入」の場合は、加入証明書や契約書の写しなど、加入していることが分かる資料をつけてください。  
 注3) 「自社の退職金制度のみを適用」の場合は、就業規則、退職金規程の写しなど、適用していることが分かる資料をつけてください。  
 注4) 工事種別、工法等により「就労予定労働者数①」が著しく少ない場合は、その理由の分かる資料をつけてください。



建退共制度に係る被共済者就労状況報告書  
(兼建設業退職金共済証紙交付依頼書)

整理番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

交付元  
事業所 \_\_\_\_\_

報告事業所	_____
住 所	_____
電 話 番 号	_____
共 済 契 約 者 番 号	_____
建設キャリアアップシステム 事 業 者 I D	_____
工 事 番 号 お よ び 工 事 名	_____
工 事 コ ー ド	_____
建設キャリアアップシステム 現 場 I D	_____

以下のとおり報告します。

記

期 間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

被共済者数 \_\_\_\_\_人 延べ就労日数 \_\_\_\_\_日

現場責任者確認

建設業退職金共済証紙受領書

整理番号 \_\_\_\_\_

交付元  
事業所 \_\_\_\_\_

1日券	_____	枚
10日券	_____	枚

上記の共済証紙を受領いたしました。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

報告事業所	_____
受領者確認	



## 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

発注者 \_\_\_\_\_ 殿

受注者 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

共済契約者番号 \_\_\_\_\_

建設キャリアアップシステム事業者ID \_\_\_\_\_

工事番号および工事名 \_\_\_\_\_

建設キャリアアップシステム現場ID \_\_\_\_\_

工事期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

## (1) 工事全体

労働者延べ就労日数 \_\_\_\_\_ 人日

本工事に従事した事業者数（元請を含む） \_\_\_\_\_ 者

本工事に従事した労働者数 \_\_\_\_\_ 人

## (2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数（掛金充当日数） \_\_\_\_\_ 人日

採用した方式

電子申請方式  証紙貼付方式

- 事業者数（元請を含む） \_\_\_\_\_ 者
- 対象労働者数 \_\_\_\_\_ 人

（参考：工事全体の数を記入すること）

- 建設キャリアアップシステムによる就労履歴数 \_\_\_\_\_ 人日
- 建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数 \_\_\_\_\_ 者
- 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 \_\_\_\_\_ 人

被共済者就労状況報告書(月別報告様式)

**新様式**

整理番号 [ ]  
 報告日 [ ]

[ ] 殿

報告事業所名	[ ]
住 所	[ ]
電 話 番 号	[ ]
共 済 契 約 者 番 号	[ ]
建設キャリアアップシステム 事業 者 I D	[ ]
工 事 番 号 お よ び 工 事 名	[ ]
工 事 コ ー ド	[ ]
建設キャリアアップシステム 現 場 I D	[ ]
備 考	[ ]

掛金納付についての事務を委託します。
就労実績の集計に建設キャリアアップシステムを活用しています。

現場責任者確認
[ ]

(共済契約者番号) [ ] (共済契約者番号) [ ]  
 元請事業所名 [ ] 一次事業所名 [ ]

次の表のとおり、就労実績を報告します。 報告期間 [ ] ~ [ ]

No.	共済契約者番号	項番	共済契約者名	被共済者番号	被共済者名	就労日数	CCUS
						円	
1	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
2	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
3	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
4	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
5	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
6	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
7	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
8	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
9	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
10	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
総合計						0	0

(工事完成時に発行)

掛金充当書番号：

## 掛金充当書（工事別）

共済契約者

年 月 日

**共済契約者番号**

建設キャリアアップシステム

**事業者 I D**

**工事番号および**

**工事名**

**工事コード**

建設キャリアアップシステム

**現場 I D**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 電子印鑑  
**建設業退職金共済事業本部**

電子印鑑

貴社の工事勘定（ ）から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間（西暦年月）	充当日数	充当金額
		<b>退職金ポイント残高</b>

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価(円)	日数(日)	充当金額(円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄に「○」印を記載



(受注者 → 市)

年 月 日

住所  
受注者 商号  
氏名

従来様式

(下請 → 元請)

従来様式

年 月 日

元請事業者

様

### 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

契約番号			
工事名			
契約年月日	年 月 日	請負契約金額	円
		変更契約金額	円
受注者の建退共加入の有無	有 ・ 無		
<input type="checkbox"/> ① 労働者数及び就労予定日数を把握している	建退共制度の対象労働者数 × 就労予定日数 × 310円	( )人 × ( )日 × 310円	円
	<input type="checkbox"/> ② 共済証紙購入の考え方に基 づき計算した参 考額	土木工事 算定率 × 請負契約金額 × ( ) / 1000 × 【労働者の建退共制度加入率】( ) % 70% 建築・設備工事 算定率 × 請負契約金額 × ( ) / 1000 × 【労働者の建退共制度加入率】( ) % 70% *上記請負契約金額は消費税を含む	円
共済証紙購入額	(①、②で算出された金額を基に実際に共済証紙を購入する金額を記入)		円
<input type="checkbox"/> ③ 請負契約金額 からの証紙購入 枚数の算出	(計算式) $\text{請負契約金額 (消費税除く)} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{土木} \ 2.1/1000 \\ \text{建築} \ 1.5/1000 \\ \text{その他} \ 1.5/1000 \end{array} \right\} \div 310円 = \text{ } \text{枚}$ (共済証紙購入枚数) (小数点以下切上)		
(算出された共済証紙購入枚数より実際の共済証紙購入枚数が少ない場合の理由)			
掛金収納書 (請負者から発注者へ)			
の り し ろ	*記載上の注意事項 ・掛金収納書の計算方法は、①、②、③のどれかを選択してから算定する。 ・①は、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握している場合使用します。(必ず対象労働者数及び就労予定日数を記入のこと) ・②は、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数とその就労予定日数が的確な把握が困難である場合使用します。(必ず算定率・建退共制度加入率を記入のこと) その場合は、「共済証紙購入の考え方について」を参考としてください。 ・③は、証紙購入枚数を算定する。(必ず、証紙購入枚数を記入) ・太枠は、必ず記入してください。 ・契約締結時が困難な場合には、この用紙は契約後1ヶ月以内に提出してください。(その際、契約締結時には「建設業退職金共済制度に係る掛金収納書未提出の理由書」を提出してください。) ・労働者とは、元請、下請けを含みます。		

下請事業者

住所  
商号  
氏名

### 建設業退職金共済制度加入状況届出書

下記工事について、共済制度への加入状況・建退共制度対象労働者の有無を報告いたします。

工事名 : \_\_\_\_\_

工事場所 : \_\_\_\_\_

#### 共済制度加入状況

- 建設業退職金共済制度に加入しており、本制度対象労働者がいるため、建設業退職金共済証紙交付依頼書を添付します。
- 中小企業退職金共済制度に加入しており、その共済制度対象者により施工します。
- その他の共済制度 ( ) に加入しており、その共済制度対象者により施工します。
- その他 ( )

注) 建退共制度対象労働者がいる場合、必ず「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」を添付すること。



# 従来様式

## 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書未提出の理由書

下記工事について、次の理由により、建設業退職金共済制度の不適用又は、契約締結時に建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入が必要ないことを確認したので報告します。

なお、今後、共済証紙の購入が必要になった場合は、速やかに掛金収納書を提出します。

契約番号			
工事名			
契約年月日	年 月 日	請負契約金額	円
		変更契約金額	円
提出を必要としない理由 (○をつけてください)	不適用 ・ 検討中 ・ <b>すでに定期的に購入しているものを使用</b>		
<p><b>上記の理由が「不適用」の場合</b></p> <p>( ) 中小企業退職金共済制度に加入しており、その共済制度対象者により施工します。</p> <p>( ) その他の共済制度 ( ) に加入しており、その共済制度対象者により施工します。</p> <p>( ) その他 ( )</p> <p><b>上記の理由が「検討中」の場合</b></p> <p>( ) 建設業退職金共済制度に加入しており、今後、建設業退職金共済制度対象労働者を採用する場合は、速やかに共済証紙を購入し、掛金収納書を提出します。</p> <p>( ) その他 ( )</p> <p><b>上記の理由が「すでに（定期的に）購入しているものを使用する」場合</b></p> <p>下記の事項を記入してください。</p> <p>・すでに購入している建設業退職金共済証紙 1日券 _____ 枚 10日券 _____ 枚</p> <p>・「今回の工事に必要な証紙購入枚数計算」</p> <p>請負契約金額 (消費税除く) × <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{土 木} \quad 2.1/1000 \\ \text{建 築} \quad 1.5/1000 \\ \text{その他} \end{array} \right\} = \text{[ ]} \div 310\text{円} = \text{[ ]} \text{枚}</math> (掛金積算額) (証紙購入枚数) (小数点以下切上)</p>			

年 月 日

310円から320円に変更

住 所  
受 注 者 商 号  
氏 名

## 掛金納付の考え方について

下表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被保険者であると仮定して算出したものである。したがって、これを実際に活用するには、下表に [ 対象工事における労働者の加入率 (%) / 70% ] を乗じた値を参考とすること。

総工事費	工事種別	土木					
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999 千円		3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999 千円		3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999 千円		2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999 千円		2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

総工事費	工事種別	建築		設備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000 ～ 9,999 千円		4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999 千円		2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999 千円		2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999 千円		2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

(建設業退職金共済事業本部ウェブサイト抜粋)

## 「掛金納付の考え方」における工事種別分類表

### 1 土木工事

工事種別	判断の目安（具体的な例）
舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、駐車場、通路、空き地などを砂利・アスファルト等で整備舗装する土木工事。ただし、管や電線路埋め戻しによる道路舗装（復旧）工事は除く。</li> </ul>
橋梁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡橋（通路）などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。</li> </ul>
隧道	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル（沈理工法のものを含む）、地下鉄道、地下通路などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。なお、地下街は「その他の土木工事」に区分される。</li> </ul>
堰堤	<ul style="list-style-type: none"> <li>（発電用や砂防などの）ダム、（防波、防潮、防砂、導流、消波堤等の）堤防、（可動堰等の）堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事（地下水遮断工事、集水井工事等の排水工事等）。</li> </ul>
浚渫・埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底、川底、ダム底にたまった土砂や砂利等の掘削・撤去工事（該当土砂等の運搬や残土処分なども一括して行う場合もこれに含まれます）。</li> <li>航路、泊地、舟だまり等臨海部の埋立造成（護岸工事）、畑や沼地などの埋立宅地造成、橋梁築造等のための築島、河川等の浚渫、浸食海岸の砂入れなどの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。</li> </ul>
その他の土木	<p>上記に属さない土木工事。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切土部分の掘削、土取り場、岩等の掘削、構造物基礎の掘削などの土木工事。</li> <li>河川の排水機場、下水処理施設、廃棄物処理場、ゴミ処理場の建設工事。</li> <li>一般の道路、農道、林道、鉄道、軌道の築造などの土木工事。</li> <li>地滑り防止工事、山留工事などの土木工事。公園、緑地、広場、校庭、青空駐車場、霊園、動物園、植物園の造築などの土木工事。</li> <li>空港滑走路、港の整備、築造などの土木工事。</li> <li>河川の整備、改修などの土木工事。</li> <li>農地、草地、開拓地、干拓地、農業用水路、ため池などの農業土木工事。</li> <li>建物や土木構築物の解体工事。</li> <li>土地造成工事。</li> <li>上・下水道における管渠、共同溝、パイプラインなどの管（渠）工事及びこれに附帯する土木工事。</li> <li>路側道路標識設置・ガードレール敷設などの工事。</li> <li>道路等の防水工事・補修工事。</li> <li>防護柵、フェンス等の敷設工事。</li> </ul>

（建設業退職金共済事業本部ウェブサイト抜粋）

## 2 建築工事

工事種別	判断の目安（具体的な例）
住宅・同設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション等の住宅や主に公務員の宿舍、寮、寄宿舍、合宿所の宿泊棟（準住宅扱い）などの住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。</li> <li>・これらの建物に附帯する物置、トイレ、土蔵、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。</li> <li>・建築で受注のマンション、宿舍等のはつり（外壁はがし）工事。</li> <li>・マンション、宿舍等のビル外壁塗装工事。</li> </ul>
非住宅・同設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁、校舎、〇〇センター、再開発ビル、研究所、博物館や美術館、病院、図書館、体育館、競技場、ドームスタジアム、観測所、職業訓練校、保養所や宿泊所、研修所、郵便局などの非住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。</li> <li>・これらの建物に附帯する物置、トイレ、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。</li> <li>・建築で受注の官庁、学校等のはつり（外壁はがし）工事。</li> <li>・官庁、学校等のビル外壁塗装工事。</li> </ul>

## 3 設備工事

工事種別	判断の目安（具体的な例）
屋外の電気等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外（地中、架空、水中などの）送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバーケーブル、PHS等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持 鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備などの工事。</li> <li>・信号機設置工事。</li> <li>・電線路共同溝（他の区分に属するものを除く）の工事。</li> <li>・これらの工事に附帯する土木工事。</li> </ul>
機械器具設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、機械信号施設、遊戯設備、有線・無線電話機械据付、無線電信機械据付、抗井(石油・天然ガスの掘削)設備、電気信号設備などの機械単独工事、各種プラント。</li> <li>・なお、建築物内の電力、冷暖房、空調、消防、昇降等の建築設備工事は「住宅・同設備工事」または「非住宅・同設備工事」に区分する。</li> <li>・これらの工事に附帯する土木工事。</li> </ul>

（建設業退職金共済事業本部ウェブサイト抜粋）

各課（室）長

様

各出先機関の長

財政部契約課長

工事検査室長

建設工事の下請契約における社会保険等未加入業者対策について（通知）

市が発注する建設工事では社会保険等の未加入業者対策として、平成 29 年度から未加入業者の入札参加を不可とし、平成 30 年度以降は入札参加資格登録の要件としています。建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築するため、この対策範囲を拡大し、平成 29 年 4 月 1 日以降に発注（公告、指名通知等）する案件から、社会保険等未加入の建設業許可業者との一次下請け契約を禁止することとしましたのでお知らせします。工事担当部署及び監督員は、下請業者の加入状況の確認・指導の徹底をよろしくお願いします。

記

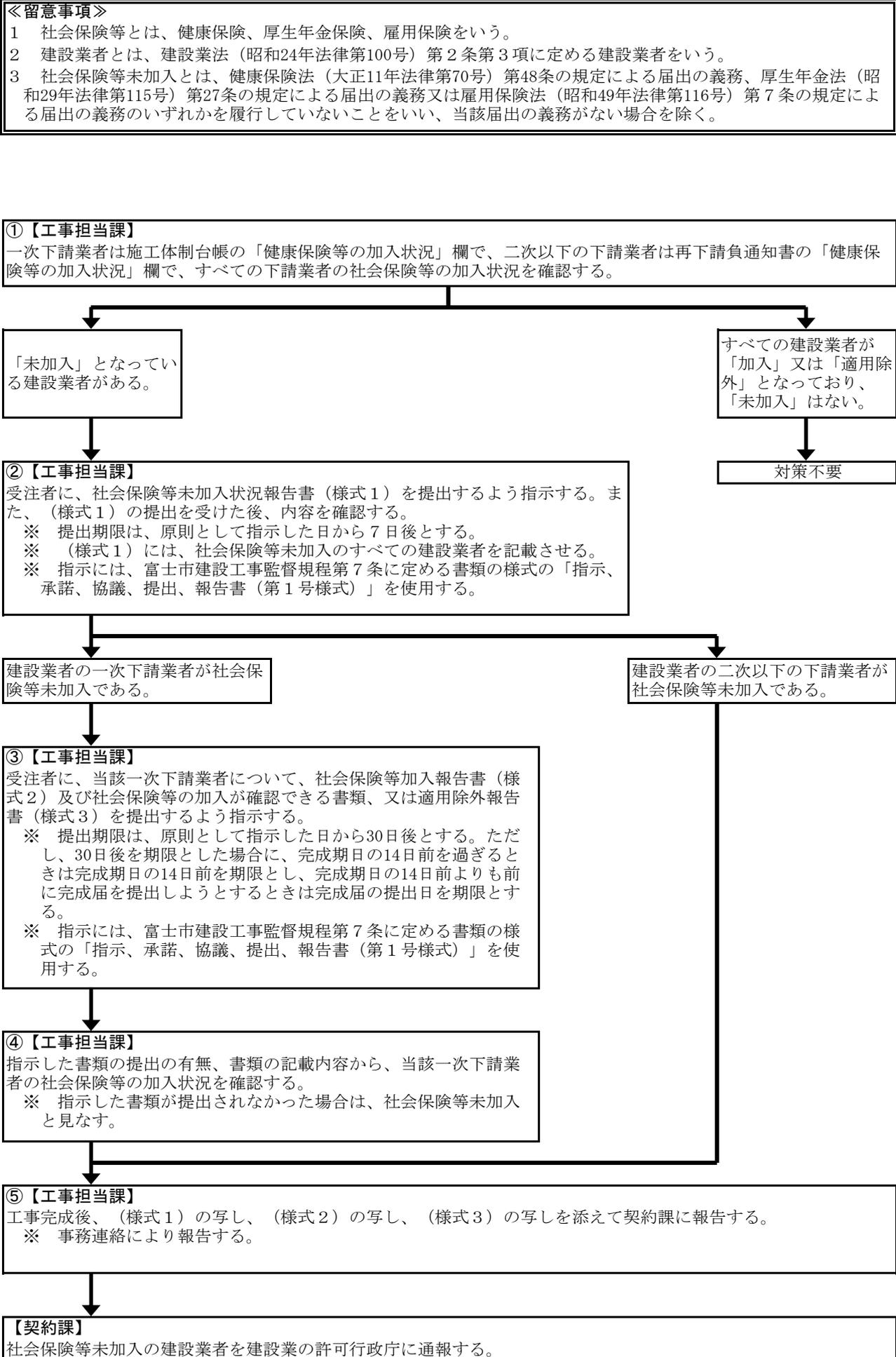
- 1 下請業者の社会保険等の加入状況は施工体制台帳等で確認し、社会保険等未加入の一次下請業者を確認した場合は、発注者が指定する期限（原則 30 日）までに、社会保険等未加入の一次下請業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類の提出を元請業者に求めてください。また、工事完成後、下請業者の加入状況を契約課に報告してください。
- 2 工事担当課からの報告を受け、発注者が指定する期限（原則 30 日）までに社会保険等未加入の一次下請業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類の提出がなかった場合、未加入の下請業者については契約課から建設業許可権者へ通報します。（二次以降の下請については、禁止の取り扱いといたしません。未加入業者は同様に建設業許可権者へ通報します。）

手続の詳細については、別紙手続フロー図及び様式を参照してください。

問合せ先

財政部契約課 内線 2786・2787

## 社会保険等未加入対策に係る手続きのフロー図



(様式1)

平成 年 月 日

富士市長

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

押印不要

### 社会保険等未加入状況報告書

当該工事において、社会保険等に未加入の下請業者がありますので、次のとおり報告します。  
なお、富士市が未加入業者を建設業許可部局へ通報することを下請業者に周知しています。また、未加入の下請業者には、速やかに加入指導を行います。

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工 事 名 \_\_\_\_\_
- 3 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

No.	上段： 未加入下請業者名	下請 次数	建設業許可番号				健康 保険	厚生年 金保険	雇用 保険	
	下段： 住 所									
記載 例	株式会社〇〇 富士市〇〇町▲▲番地	1	〇〇県知事	特定	00	第	000000	加入	未加入	未加入
	〇〇建設株式会社 富士市〇〇町▲▲番地	1	〇〇県知事	一般	00	第	000000	未加入	未加入	加入
	株式会社〇〇組 沼津市〇〇町▲▲番地	2	〇〇県知事	一般	00	第	000000	未加入	未加入	未加入
	〇〇組 富士宮市〇〇町▲▲番地	3	〇〇県知事	一般	00	第	000000	除外	除外	未加入
	1									
	2									
3										
4										

(様式2)

平成 年 月 日

富士市長

(受注者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

押印不要

## 社会保険等加入報告書

次のとおり、一次下請業者が未加入の社会保険等へ加入しましたので報告します。

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工 事 名 \_\_\_\_\_
- 3 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

4 対象の一次下請業者及び加入した社会保険等

一次下請業者名	加入した社会保険等		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
【記載例】株式会社〇〇		社会保険料納入（申請）証明書	雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
【記載例】〇〇建設株式会社	領収証書	領収証書	

(対象となる社会保険等の欄に加入（申請）を確認できる書類名を記入)

- 5 社会保険等の加入を確認できる書類  
添付のとおり

(様式3)

平成 年 月 日

富士市長

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

押印不要

## 適用除外報告書

当社が一次下請契約を締結した次の者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を有する者には該当しませんでしたので、報告します。

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_
- 2 工 事 名 \_\_\_\_\_
- 3 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで
- 4 一次下請業者名 \_\_\_\_\_
- 5 適用除外の理由

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

その他の理由

【年金事務所等に確認した場合は、記入して下さい。】

平成 年 月 日、関係機関「 \_\_\_\_\_ 」に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため。

その他の理由

1週間の所定労働時間が20時間未満である者しかいないため

【ハローワーク等に確認した場合は、記入して下さい。】

平成〇〇年 〇月 〇日、関係機関「ハローワーク富士」に問い合わせを行い判断しました。

(注) 本様式については、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。

財政部契約課長 様

〇〇〇〇部〇〇〇〇課長

富士市発注工事に係る下請業者の社会保険等加入状況について（報告）

富士市発注工事の下請業者に、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出義務の履行を行っていない建設業者がありましたので、次のとおり報告します。

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_  
2 工事名 \_\_\_\_\_  
3 受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
4 社会保険等未加入の建設業者の下請業者

商号又は名称	住所	下請 次数	加入指導 後の状況
【記載例】 株〇〇〇組	【記載例】 富士市●●●***-**	1	加入
【記載例】 △△△建設(有)	【記載例】 富士市▲▲▲***-**	1	未加入
【記載例】 (有)□□□土建	【記載例】 富士市■ ■ ■ ***-**	2	—

※1 「加入指導後の状況」欄には、指導した後の加入状況を記載すること。この際、届出義務を一つでも履行していない場合は、未加入と記載すること。

2 当初、未加入であった者が実際には適用除外であった場合は、記載しないものとする。

5 添付資料

- (1) 様式1の写し、様式2の写し、様式3の写し

担 当 〇〇〇〇課〇〇〇〇担当  
電話番号 直通  
内線

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">指示</span> ・承諾・協議・提出・報告書					
契約番号					
工事名	請負代金額      ¥				
工事箇所	着手 完成    年 月 日 平成    年    月    日 平成    年    月    日				
下記のように <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">指示</span> 、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。  平成    年    月    日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">契約担当者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">監 督 員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">受 注 者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">現場代理人</td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">押印不要</span> </div>	契約担当者	監 督 員	受 注 者	現場代理人
契約担当者					
監 督 員					
受 注 者					
現場代理人					
<p>提出された施工体制台帳等に、社会保険等に未加入の建設業者が記載されているため、「社会保険等未加入状況報告書（様式1）」を平成〇年〇月〇日までに提出して下さい。</p> <p>※提出期限は、原則として指示した日から7日後とする。</p>					
上記について承諾する。      受理する。  平成    年    月    日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">契約担当者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">監 督 員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">受 注 者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">現場代理人</td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">押印不要</span> </div>	契約担当者	監 督 員	受 注 者	現場代理人
契約担当者					
監 督 員					
受 注 者					
現場代理人					

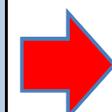
- 注1. 字は=で消すこと。  
 2. 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。  
 3. 起案用は上欄に決済欄を設ける。

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">指示</span> ・承諾・協議・提出・報告書					
契約番号					
工事名	請負代金額      ¥				
工事箇所	着手      平成    年    月    日 完成      年月日 平成      年    月    日				
下記のように <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">指示</span> 、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 平成    年    月    日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">契約担当者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">監 督 員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">受 注 者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">現場代理人</td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px 5px;">押印不要</span> </div>	契約担当者	監 督 員	受 注 者	現場代理人
契約担当者					
監 督 員					
受 注 者					
現場代理人					
<p>施工体制台帳等及び社会保険等未加入状況報告書（様式1）により、社会保険等に未加入の一次下請業者を確認しました。当市では、平成29年4月1日から社会保険等未加入の建設業者との一次下請契約を禁止しています。つきましては、平成〇年〇月〇日までに、「社会保険等加入報告書（様式2）」及び届出の義務のある未加入の社会保険等に加入した事実を確認することができる書類の提出をお願いします。（ただし、平成〇年〇月〇日以前に完成届を提出する場合は、その提出日を期限とします。）</p> <p>なお、当該一次下請業者が適用除外の場合は、「適用除外報告書（様式3）」を提出してください。</p> <p>※1 書類等の提出期限は、原則として指示した日から30日後とする。                  2 提出期限が、完成期日の14日前を過ぎる場合は、完成期日の14日前を限度。                  3 下線文は工事の完成が提出期限より先になると想定される場合。</p>					
上記について承諾する。      受理する。 平成    年    月    日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">契約担当者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">監 督 員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">受 注 者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">現場代理人</td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px 5px;">押印不要</span> </div>	契約担当者	監 督 員	受 注 者	現場代理人
契約担当者					
監 督 員					
受 注 者					
現場代理人					

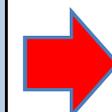
注1. 字は＝で消すこと。  
 2. 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。  
 3. 起案用は上欄に決済欄を設ける。

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金

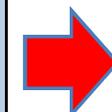
「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲



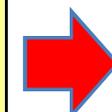
3保険



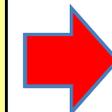
健康保険及び厚生年金保険



3保険



雇用保険  
(医療保険と年金保険については個人で加入)



医療保険と年金保険については個人で加入  
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。  
 ※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人で加入

## 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日  
国土交通省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

## 社会保険等の加入が確認できる書類について

手続フロー図③【工事担当課】で求める社会保険等の加入が確認できる書類には、以下のものがあります。

◎経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審を受けている業者に限る）

経審結果通知書が有効期限内のものであるかを確認の上、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」に無がないことを確認。

◎保険料の領収済通知書等

健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」

「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）

雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険 概算・確定保険料申告書」

「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）」

「雇用保険適用事業所設置届」（ハローワークの受付印のあるもの）



別紙4

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	(1)業者名と一致しているか確認
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	(        )-(        )-(        )

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				
平成 年 月分				
平成 年 月分				
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

(2)何らかの数値が入っていれば可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長





参考資料④-1 【雇用保険】領収済通知書(様式)

必ず④-2とセットで確認

(1)参考資料④-2の番号と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 青森労働局 取扱庁番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円

納付の目的 (住所) 〒 (氏名)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

(2)何らかの数値が入っていれば可

(3)参考資料④-2の額と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 青森労働局 取扱庁番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118

納付額 十億千百万千百十円

納付の目的 (住所) 〒 (氏名)

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

領収日付印

参考資料④-2【雇用保険】労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)  
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 012  
第3片(記入に当たっての注)  
OCR枠への記入は上

必ず④-1と  
セットで確認

提出用

種別 32700 平成 年 月 日

① 労働保険番号 566  
札幌市北区北8条西2丁目1-1  
札幌第1合同庁舎

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ④ 事業廃止等理由

⑤ 常時使用労働者数 ⑥ 雇用保険被保険者数 ⑦ 保険対象高年齢労働者数 ⑧ 保険関係断片保険理由コード

北海道労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

① 区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
	② 保険料・拠出金算定基礎額	③ 保険料・拠出金率	④ 確定保険料・一般拠出金額 (②×③)
労働保険料	(イ)	(イ) 1000分の(イ)	(イ)
労災保険分	(ロ)	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ)
雇用保険法適用者分	(ハ)	(ハ) 1000分の(ハ)	(ハ)
高年齢労働者分	(ニ)	(ニ) 1000分の(ニ)	(ニ)
保険料算定対象者分	(ホ)	(ホ) 1000分の(ホ)	(ホ)
一般拠出金 (注1)	(ヘ)	(ヘ) 1000分の(ヘ)	(ヘ)

① 区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
	② 保険料算定基礎額の見込額	③ 保険料率	④ 概算・増加概算保険料額 (②×③)
労働保険料	(イ)	(イ) 1000分の(イ)	(イ)
労災保険分	(ロ)	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ)
雇用保険法適用者分	(ハ)	(ハ) 1000分の(ハ)	(ハ)
高年齢労働者分	(ニ)	(ニ) 1000分の(ニ)	(ニ)
保険料算定対象者分	(ホ)	(ホ) 1000分の(ホ)	(ホ)

⑤ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑥ 事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑦ 延納の申請納付回数

⑧ 概算有無区分 ⑨ 算定対象区分 ⑩ データ指示コード ⑪ 再入力区分 ⑫ 修正項目

⑬ 申告済概算保険料額 ⑭ 申告済概算保険料額

⑮ 差引額	(イ) 充当額	(ロ) 滞付額	(ハ) 不足額	(ニ) 滞付額	(ホ) 滞付額
第1期	(イ) 概算保険料額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ロ) 充当額 (④の(イ)-(ロ))	(ハ) 不足額 (④の(ロ)-(ハ))	(ニ) 滞付額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ホ) 滞付額 (④の(イ)-(ロ))
第2期	(イ) 概算保険料額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ロ) 充当額 (④の(イ)-(ロ))	(ハ) 不足額 (④の(ロ)-(ハ))	(ニ) 滞付額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ホ) 滞付額 (④の(イ)-(ロ))
第3期	(イ) 概算保険料額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ロ) 充当額 (④の(イ)-(ロ))	(ハ) 不足額 (④の(ロ)-(ハ))	(ニ) 滞付額 (④の(イ)+(ロ)+(ハ))	(ホ) 滞付額 (④の(イ)-(ロ))

⑯ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ⑰ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

⑱ (イ) 所在地 (ロ) 名称 (イ) 住所 (法人等名称) (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (個人名称) 記名押印又は署名

なべ 折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げて下さい。( )

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険一般拠出金は延納できません

一般拠出金

(3)で照合する箇所

(4)どちらかに何らかの数値が入っていれば可

(5)業者名と一致しているか確認

参考資料⑤ 【雇用保険】雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(様式)

様式第4号 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別  
 1: 氏名変更届  
 2: 氏名変更届  
 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 \_\_\_\_\_ 2. 事業所番号 \_\_\_\_\_ 3. 資格取得年月日 \_\_\_\_\_

管轄区分 \_\_\_\_\_ 被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 性別  (1 男)  (2 女) 生年月日 \_\_\_\_\_ (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類  (1又は9 一般)  (4又は5 高齢者)  (2又は3 短期)

事業所名略称 \_\_\_\_\_ 転勤の年月日 \_\_\_\_\_

4. 離職年月日 \_\_\_\_\_ 5. 喪失原因  (1 離職以外の理由)  (2 3以外の種類)  (3 事業主の都合による離職) 6. 離職票交付希望  (1 有)  (2 無) ※7. 喪失時被保険者種類  (3 季節) 9. 補充採用予定の有無  (空白 無)  (1 有)

8. 新氏名 \_\_\_\_\_ フリガナ(カタカナ) \_\_\_\_\_

10. 被保険者の住所又は居所 \_\_\_\_\_

11. 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日 \_\_\_\_\_

12. 1週間の所定労働時間 ( ) 時間 ( ) 分 ※13. 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 ( ) 時間 ( ) 分

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住 所 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日  
 事業主氏名 \_\_\_\_\_ 記名押印又は署名  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 印 公共職業安定所長 殿

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)

確認(受理)通知年月日 \_\_\_\_\_ 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。

被保険者番号 \_\_\_\_\_ 資格取得年月日 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 性別  (1 男)  (2 女) 生年月日 \_\_\_\_\_ (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類  (1又は9 一般)  (4又は5 高齢者)  (2又は3 短期)

事業所名略称 \_\_\_\_\_ 転勤の年月日 \_\_\_\_\_

公共職業安定所長 殿

(1) 業者名と一致しているか確認

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

確認(受理)通知年月日 \_\_\_\_\_ 資格取得年月日 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_ 取得時被保険者種類  (1又は9 一般)  (4又は5 高齢者)  (2又は3 短期)

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称 \_\_\_\_\_ 転勤の年月日 \_\_\_\_\_

公共職業安定所長 殿

様式第7号

雇用保険被保険者証

被保険者番号 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ (2 大正 3 昭和 4 平成)

公共職業安定所長 殿

事務連絡  
平成22年4月13日

各所属長  
様  
各出先機関の長

工事検査室長  
契約課長

### 建設工事における工事保険等の現場説明事項等への記載事項について(通知)

このことについて、建設工事において工事保険等を義務付けするにあたり、以下の事項に留意し、現場説明事項等を作成するようお願いします。

なお、これにより平成19年3月12日付工事検査室事務連絡「平成19年度工事の注意事項について」通知文中における「3.火災保険等の明記」は廃止します。

#### 記

#### 1 各種工事保険等の加入の明記

工事の施工途中での火災・爆発等による工事目的物・工事材料について生じた一般的損害、工事の施工に伴い第三者に及ぼした第三者損害、天災又は工事材料若しくは建設機械器具等の盗難の事故により生じた不可抗力による損害に伴う発注者と請負者間の負担の問題に対処するため、富士市建設工事請負契約約款第47条に基づき、同約款第27条、第28条、第29条の目的を満足する火災保険・建設工事保険等の各種工事保険等に加入することを、現場説明事項等に明記すること。但し、第27条についての加入は必須とし、第28条、第29条については各工事担当課の判断により任意加入とする。

#### 2 保険等の加入期間

保険加入の契約期間は、現場着工時から工事完成期日後 14 日として契約するよう指導すること。

#### 3 現場説明事項等の遵守の徹底

工事担当監督員は、工事保険等の内容確認のほか、現場説明事項等設計図書記載事項の遵守を請負業者に徹底するよう指導すること。

問合せ先  
工事検査室 内線2771・2775  
財政部契約課 内線2785～2787

## 各種工事保険等への加入の補足説明

### 1 工事保険等の必要性

建設工事の施工途中における火災・爆発事故や工事材料等の盗難の事故は、工事内容・施工方法等が複雑化・多様化した現在では、発注者が損害を負担することも考えられるなど、従来にも増して大きな問題となっているところです。

これ等の事故に伴う損害は、発注者と請負者間の問題として処理するよりも、保険等によって填補するほうが合理的な場合が多く、実際には建設工事保険・賠償責任保険等の各種保険等が普及していることから、工事保険等への加入が必要とされています。

### 2 各種工事保険等への加入の明記

建設工事における工事の保険には、富士市建設工事請負契約約款第 27 条(一般的損害)、第 28 条(第三者に及ぼした損害)、第 29 条(不可抗力による損害)による保険があります。

これ等の保険は同約款第 47 条(火災保険等)において「設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。」とされ、設計図書に記載されてはじめて義務付けされることとなります。

また、国は現場説明書において保険加入を明記し、その契約期間は工事完成期日後 14 日として契約するよう指導していますので、富士市でもその必要性があります。(国、富士市とも契約約款第 31 条において、工事の検査は完成通知を受けた日から 14 日以内に完了するよう規定されていることによります。)

よって、工事の施工途中での火災・爆発等による工事目的物・工事材料について生じた一般的損害、工事の施工に伴い第三者に及ぼした第三者損害、天災又は工事材料若しくは建設機械器具等の盗難の事故により生じた不可抗力による損害に伴う発注者と請負者間の負担の問題に対処するため、富士市建設工事請負契約約款第 27 条、第 28 条、第 29 条による火災保険・建設工事保険等の各種保険に加入することを、設計図書(現場説明事項等)に明記することが必要となります。

### 3 建設工事で利用される保険の種類

富士市建設工事請負契約約款第 47 条(火災保険等)において付すべき保険等の種類としては、火災保険・建設工事保険が例示されていますが、実際に付すべき具体的な保険等については、設計図書での指定によることとなります。(保険等としているのは、共済等の保険と同等の機能を有するものを含めるとされていることによります。)

参考として、以下に保険等の対象となる目的、保険等の種類、建設工事請負契約約款関連条文を列記します。

目 的	保険等の種類	関連条文
工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる一般的損害を填補する保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災保険</li> <li>・建設工事保険（建築工事）</li> <li>・土木工事保険（土木工事）</li> <li>・組立保険（設備工事、鋼構造物工事等）</li> <li>・動産総合保険</li> <li>・機械保険</li> </ul>	約款第27条(一般的損害)
運送中の工事材料・建設機械器具等に与えた一般的損害を填補する保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物海上保険</li> <li>・運送保険</li> </ul>	約款第27条(一般的損害)
工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負業者賠償責任保険</li> </ul>	約款第28条(第三者に及ぼした損害)
工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる不可抗力による損害を填補する保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災保険</li> <li>・建設工事保険(建築工事)</li> <li>・土木工事保険(土木工事)</li> <li>・組立保険(設備工事、鋼構造物工事等)</li> </ul>	約款第29条(不可抗力による損害)
建設機械器具に生じる不可抗力による損害を填補する保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動産総合保険</li> <li>・機械保険</li> </ul>	約款第29条(不可抗力による損害)

●その他・・・上記保険の対象を網羅しているもの

#### 4 留意事項

- ①工事種別によって工事目的物が違います。また、保険会社によっても名称・内容が異なる場合があります。工事担当監督員は、保険証券の写しの提出の際には、保険契約約款を提出させるなどをして、契約内容の確認をしてください。
- ②契約する保険金額は、請負代金全額(支給品、貸与品がある場合はそれらを含む)となっているか請負業者に確認してください。
- ③建設工事に関する保険料は、各工事の諸経費計算に含まれています。

- ・土木工事及び農林土木工事の現場管理費の保険料としては、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料があります。
  - ・公共建築工事の現場管理費の保険料としては、火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料があります。
- ④保険契約は、各工事ごとに保険契約するか、又は年間を通じての契約で受注工事全体の総額(完成工事高・請負金額の総額)で契約する保険等があります。いずれの保険契約でも有効ですが、年間を通じての保険契約では、その契約で受注した工事が填補されているか保険会社発行の保険適用証明書が必要となりますので、工事担当監督員が確認してください。

## 5 記載方法例

現場説明事項等への各種保険加入の記載例

- ・富士市建設工事請負契約約款第27条、第28条、第29条及び第47条に基づき  
一般的損害、第三者に及ぼした損害、不可抗力による損害を対象とする  
工事保険等に加入すること。

※上記記載例とした場合は、約款第27条～29条すべてに対応する工事保険等に加入しなければならないこととなります。

### 関連条文

富士市建設工事執行規則・・・第35条及び第55条

富士市建設工事請負契約約款・・・第27条、第28条、第29条及び第47条

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 2 8 日

各 課 ( 室 ) 長

様

各 出 先 機 関 の 長

財 政 部 契 約 検 査 課 長

建設工事における工事保険等の現場説明事項等への記載事項について（通知）

このことについて、平成 2 2 年 4 月 1 3 日付け事務連絡で通知しているところですが、令和 2 年 4 月の富士市建設工事請負契約約款改正に伴い、条番号が変更されているため、現場説明事項等には改正後の条番号を記載してください。

なお、改正後の富士市建設工事請負契約約款は文書共有キャビネットに掲載しています。

記

改 正 前	改 正 後
(火災保険等) 第 <u>47</u> 条	(火災保険等) 第 <u>53</u> 条

担 当 契 約 検 査 課 契 約 担 当  
電 話 番 号 直 通 5 5 - 2 7 2 7  
内 線 2 7 8 5 ~ 8 7



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 0 月 7 日

各 課 （ 室 ） 長

様

各 出 先 機 関 の 長

財 政 部 契 約 検 査 課 長

富士市発注工事における法定外の労災保険の付保に係る  
設計図書への明示等について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）が令和元年6月14日に施行され、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として規定されました。

これに伴い、各積算基準において現場管理費の改定が行われましたので、下記のとおり対応をお願いします。

#### 記

#### 1 対象工事

本事務連絡以降、富士市が発注する現場管理費の改定された積算基準を使用して積算する全ての工事（設計積算システムSMILESは10月8日に更新される予定です。）

なお、既に契約済みの案件を、本事務連絡以降、変更契約するものについては対象となりません。

#### 2 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、次の記載例を参考に設計図書に明示する。

<現場説明事項記載例>

「本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。」



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

### 3 保険付保の確認

富士市建設工事執行規則第55条及び富士市建設工事請負契約約款第53条において、受注者は設計図書に定める保険の契約を締結したときは、証券等を直ちに市長等に提示しなければならないとされ、これに基づき、法定外の労災保険の付保状況を確認する。

#### <参考>

##### 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

##### 富士市建設工事執行規則

- 第55条 受注者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

##### 富士市建設工事請負契約約款

- 第53条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

担 当 契約検査課契約担当  
電話番号 直通 55 - 2727  
内線 2785 ~ 87



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

## 富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は富士市が発注する建設工事の設計変更に伴う事務取扱いに関する必要な事項を定めることにより、事務の適正化と合理化を図ることを目的とする。

(設計変更の定義)

第2条 設計変更とは、建設工事執行規則第27条及び第28条の規定により設計を変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものとする。

(設計変更の基本原則)

第3条 設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、必要と認める場合に行うものとする。

(設計変更の基準)

第4条 設計変更を行う基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条件変更に伴う処理によるもの。
- (2) 発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。
- (3) 発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。
- (4) 予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更の必要が生じたときはその変更内容を掌握し予算を確認したうえ、設計変更指示書(別紙様式)により、所管の部長の承認を得て行うものとする。ただし、軽微な設計変更および決裁権者が所属長の場合には、所属長の承認を得て行うものとする。

2 前項の軽微な設計変更とは、次の全ての要件をみたすものをいう。

- (1) 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要でないもの。
- (2) 変更増額見込金額の合計額が当初請負代金額の10%以内のもの。
- (3) 請負代金が5千万円以上の場合は、変更増額見込額が5百万円以内のもの。

(設計変更による契約変更の範囲)

第6条 変更増額見込金額が当初請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約を行うものとする。

(契約変更の手続)

第7条 設計変更に伴う契約変更の手続は、予算執行変更伺によりその必要が生じた都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴う契約変更は、工事完了のとき(債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度毎)までに行うことができるものとする。

(部分払)

第8条 軽微な設計変更により契約変更が工事完了のときとなる場合の部分払金の算定は、当初請負代金額によるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

事務連絡  
令和3年12月3日

各課（局・室）長 様

財政部契約検査課長

富士市建設工事に係る設計変更事務取扱について（通知）

富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領第6条には「変更見込金額が当初請負代金額の30パーセントを超える工事は、現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約を行うものとする。」となっていますが、30パーセントを超える工事でも、予算執行変更伺に変更契約の理由書の添付のみのケースが見受けられます。

現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な事情のある工事（以下「分離困難工事」という。）のため別途の契約としないことを明確にするために、下記の運用をお願いします。

記

1. 運用

- (1) 設計変更により、請負代金額が 500 万円以上になる工事を工事検査担当に連絡する際、変更見込金額が当初請負代金額の30パーセントを超え、かつ分離困難工事である場合はその旨を伝える。
- (2) 当初設計金額130万円以上の工事の変更見込金額が、当初請負代金額の30パーセントを超え、かつ分離困難工事である場合は、設計変更指示書の変更理由の欄に
  - ① 変更見込金額が当初請負代金額の30パーセントを超えることを記載する。
  - ② 分離困難工事である理由を記載する。
- (3) (2)①②を記載した決裁権者の決裁済の設計変更指示書の写しを、電子決裁の予算執行変更伺の添付書類に追加する。

2. 運用開始

この通知以降に作成する設計変更指示書から適用

財政部契約検査課  
契約担当  
工事検査担当  
(内線 2785・2770)

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年	月	日
決裁者	年	月	日

## 設計変更指示書(1回)

(起案用)

工事名				着手	年 月 日	
工事箇所				完成	年 月 日	
受注者				指示年月日	年 月 日	
変更予定額	今回	増減	¥3,500,000 円	担当監督員		
	未契約分		----- 円	所属氏名		
	累計		¥3,500,000 円	契約額	当初	
				変更	第 回	----- 円
				変更予定		¥13,500,000 円

指示内容

上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。

変更理由

この部分は、変更理由を記載

記入例

決裁権者の決裁後、電子決裁の予算執行変更伺に写しを添付する。

この変更予定額は当初請負代金の30%を超えるが、○○○の施工は本体工事と密接に関連するため、分離困難な工事です。

設計変更の基準 ※該当する番号に○

1. 条件変更に伴い処理するもの。
2. 発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。
3. 発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。
4. 予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。

備考

1. この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。
2. 提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。

事務連絡

平成 29 年 8 月 31 日

各課（室）長

様

各出先機関の長

契約検査課長

### 設計変更指示書の書式について（通知）

平成 25 年 3 月 21 日付け事務連絡「富士市建設工事に係る設計変更事務並びに主任技術者及び現場代理人の配置に係る事務取扱いについて（通知）」により通知した、「富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領」に定める設計変更指示書の書式について、別紙のとおり変更しましたので、お知らせします。

※ 設計変更指示書についても請負契約に係る協議書等として課税文書扱いとなる旨の指摘がありましたので、書式を変更します。本市では設計変更の際、別途変更契約書を締結していることから、設計変更指示書の指示内容欄に「上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。」と記載することで、非課税文書扱いとなります。

※ 書式は、雛形集＞財政部＞契約検査課＞工事検査担当－雛形集 の「設計変更指示書（H29. 8. 31 変更）」にあります。

担当 工事検査担当

電話 55-2709（直通）

2771～2772、2775

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年 月 日
決裁者	年 月 日

## 設計変更指示書( 回)

(起案用)

工 事 名			着 手	年 月 日	
工 事 箇 所			完 成	年 月 日	
受 注 者			指 示	年 月 日	
変更予定額	今 回	増減 円	担 当 監 督 員		
	未契約分	円	所 属 氏 名		
	累 計	円	契 約 額	当 初	円
			変 更	第 回	円
			変 更 予 定		円

指示内容

上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。

変更理由

設計変更の基準 ※該当する番号に○

1. 条件変更に伴い処理するもの。
2. 発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。
3. 発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。
4. 予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。

備考

1. この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。
2. 提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。

# 設計変更指示書( 回)

(承諾用)

工 事 名		着 手	
		年 月 日	年 月 日
工 事 箇 所		完 成	年 月 日
受 注 者		指 示 年 月 日	年 月 日
変更予定額	今 回	増減 円	担 当 監 督 員 所 属 氏 名
	未契約分	円	当 初
	累 計	円	契 約 額 変 更 第 回
			変 更 予 定
			円
指示内容			
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。			
備 考			
上記の指示内容を承諾します。			
年 月 日  受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 (氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)			

# 設計変更指示書( 回)

(受注者控用)

工 事 名		着 手	
		年 月 日	年 月 日
工 事 箇 所		完 成	年 月 日
受 注 者		指 示 年 月 日	年 月 日
変更予定額	今 回	増 減	円
	未契約分		円
	累 計		円
		契 約 額	円
		担 当 監 督 員 所 属 氏 名	第 回
		当 初	円
		変 更	円
		変 更 予 定	円
指示内容			
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。			
備 考			
上記の指示内容を承諾します。			
年 月 日			
		住 所 受注者 商号又は名称 氏 名	(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年	月	日
決裁者	年	月	日

### 設計変更指示書(1回)

(起案用)

工 事 名		着 手		年 月 日	
工 事 箇 所		年 月 日		年 月 日	
受 注 者		完 成		年 月 日	
指 示 年 月 日		指 示 年 月 日		年 月 日	
変更予定額	今 回	増 減	¥450,000	円	担 当 監 督 員
	未契約分		-----	円	所 属 氏 名
	累 計		¥450,000	円	当 初
		契 約 額		変 更 第 回	
				-----	
				円	
		契 約 額		変 更 予 定	
				-----	
				円	
指示内容					
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。					
変更理由					
設計変更の基準 ※該当する番号に○					
1. 条件変更に伴い処理するもの。					
2. 発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。					
3. 発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。					
4. 予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。					

備考 1. この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。  
 2. 提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年	月	日
決裁者	年	月	日

### 設計変更指示書(2回)

(起案用)

工 事 名		着 手		年 月 日	
工 事 箇 所		年 月 日		年 月 日	
受 注 者		完 成		年 月 日	
指 示 年 月 日		指 示 年 月 日		年 月 日	
変更予定額	今 回	増 減	¥810,000	円	担 当 監 督 員
	未契約分		¥450,000	円	所 属 氏 名
	累 計		¥1,260,000	円	当 初
		契 約 額		変 更 第 回	
				-----	
				円	
		契 約 額		変 更 予 定	
				-----	
				円	
指示内容					
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。					
変更理由					
設計変更の基準 ※該当する番号に○					
1. 条件変更に伴い処理するもの。					
2. 発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。					
3. 発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。					
4. 予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。					

備考 1. この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。  
 2. 提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年	月	日
決裁者	年	月	日

### 設計変更指示書(3回)

(起案用)

工事名		着手		年月日	
工事箇所		完成		年月日	
受注者		指示年月日		年月日	
変更予定額	今回増減	▲ 270,000 円	担当監督員 所属氏名	当初	¥9,450,000 円
	未契約分	----- 円		変更 第1回	¥10,815,000 円
	累計	▲ 270,000 円		変更予定	¥10,545,000 円
指示内容					
<p>当初契約から10%を超えたので、変更設計する</p> <p>実際に変更設計したところ、以下の契約となったとする。</p>					
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。					
変更理由					
設計変更の基準 ※該当する番号に○					
<ol style="list-style-type: none"> <li>条件変更に伴い処理するもの。</li> <li>発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。</li> <li>発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。</li> <li>予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。</li> </ol>					
備考					
<ol style="list-style-type: none"> <li>この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。</li> <li>提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。</li> </ol>					

部長	課長	統括主幹	主幹	

起案	年	月	日
決裁者	年	月	日

### 設計変更指示書(4回)

(起案用)

工事名		着手		年月日	
工事箇所		完成		年月日	
受注者		指示年月日		年月日	
変更予定額	今回増減	¥1,400,000 円	担当監督員 所属氏名	当初	¥9,450,000 円
	未契約分	▲ 270,000 円		変更 第1回	¥10,815,000 円
	累計	¥1,130,000 円		変更予定	¥11,945,000 円
指示内容					
<p>当初契約から10%を超えたので、変更設計する</p> <p>当初契約から30%以内か、チェックする</p>					
上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。					
変更理由					
設計変更の基準 ※該当する番号に○					
<ol style="list-style-type: none"> <li>条件変更に伴い処理するもの。</li> <li>発注後発生した天然現象、その他不可抗力によるもの。</li> <li>発注時確認できなかった推定岩盤線、地盤支持力、土質及び地下埋設物等の要因に基づくもの。</li> <li>予算処理及び許可条件等の処理に伴うもの。</li> </ol>					
備考					
<ol style="list-style-type: none"> <li>この指示書は、3部複写で起案用、承諾用及び受注者控用とする。</li> <li>提出された承諾用は、工事変更設計書へ添付すること。</li> </ol>					

事 務 連 絡

平成 25 年 4 月 15 日

各 所 属 長

出先機関の長

工 事 検 査 室 長

「建設工事執行及び設計変更事務処理にかかわる事務取り扱い」の廃止に伴う、平成 21 年 12 月 7 日付事務連絡の取り扱いについて（通知）

平成25年3月21日付事務連絡「富士市建設工事に係る設計変更事務並びに主任技術者及び現場代理人の配置に係る事務取り扱いについて」の通知により、今後、平成21年12月7日付事務連絡の「建設工事執行及び設計変更事務処理にかかわる事務取り扱い(昭和63年6月6日)の一部廃止及び完成届出書の完成年月日及び届出日の取り扱いについて」に関しては、下記の通りの取り扱いになります。

#### 記

1. 「建設工事執行及び設計変更事務処理にかかわる事務取り扱い」について  
に関しては、平成 25 年 3 月 31 日をもって全ての事項を廃止とする。
2. 「完成届出書の完成年月日及び届出日の取り扱い」について  
に関しては、引き続き適切に運用する。

以上

## 完成届出書の「完成年月日」及び「届出日」の取り扱い

平成 21 年 12 月 7 日

※ 従前と取り扱いが変更となる部分 \_\_\_\_\_

1. 完成届出書（富士市建設工事執行規則 第 17 号様式）の「完成年月日」及び「届出日」の取扱いについて
  - 1) 「完成年月日」は工事担当課長が完成と認めた日とする。  
工事担当課長が完成と認めるとは、（請負者から段階確認願等による報告を受け）工事担当課長または総括監督員及び担当監督員が設計図書に示されたすべての工事及び工事関係図書の整備が完了していることを確認し、それに伴い指示した事項がある場合は、そのすべての指示事項の完了を確認したときをいう。
  - 2) 「届出日」は工事担当課長が完成と認め、請負者がすべての工事関係図書を添付して完成届出書を担当監督員に提出した日とする。 ※1  
また、工事検査依頼書（富士市建設工事検査規程第 9 条に定める 第 1 号様式）における「完成届受理年月日」は完成届出書及びすべての工事関係図書を担当監督員が受理した日とする。したがって、通常は完成届出書の「届出日」と同一日になる。なお、検査期間（14 日間）は契約工期に含まれないものとし、起算日は「完成届出書受理年月日」とする。ただし、修補期間は契約工期に含まれる。（富士市建設工事請負契約約款 第 31 条第 5 項）
2. 合格・不合格の判定基準について
  - 1) 完成検査に合格する要件は「工期内完成」かつ「契約図書に適合」である。  
したがって、検査により修補を命じられた場合も、工期内に修補完了し修補完了検査で契約図書に適合を確認されれば合格、工期を過ぎた場合はその時点で不合格となる。（その後は履行延滞による損害金等の請求対象として修補に当らせ、修補完了検査で適合を確認されれば完成が認められる。）  
なお、「検査期間は工期に含まれないが、修補期間は工期に含まれる」ので、別図の X ≥ Yであれば合格となる。
3. 年度末（3 月）の工期（完成期日）について
  - 1) 原則として年度の最終日（閉庁日の場合は直前の開庁日。以下同じ。）から検査期間（14 日間）を遡った日とする。各年度の最終年月日は年度当初に工事検査室より事務連絡で通知します。ただし、やむを得ない場合は工事検査室と協議して定めることができる。  
（完成検査又は修補完了検査が年度を越える場合、予算の繰越手続き（事故繰越）が必要となることに注意すること。）

※1：完成日に請負者が完成届出書及び工事関係図書を担当監督員に提出すれば「完成年月日」と「届出日」は、同一日となる。

4. 「完成届出書の完成年月日および届出日の取り扱い」の適用について  
平成21年12月7日以降に完成日となる工事から適用します。

— 準拠図書 —

- 土木工事共通仕様書（静岡県建設部監修 平成19年10月）：1-1-20  
完成検査
- 農林土木工事共通仕様書（静岡県建設部監修 平成21年4月）：1-1-.25  
完成検査
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修  
平成19年度版：1.6.1 工事検査
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部  
監修 平成19年度版：1.6.1 工事検査
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部  
監修 平成19年度版：1.6.1 工事検査

以上

別 添

完成検査期間の確保について

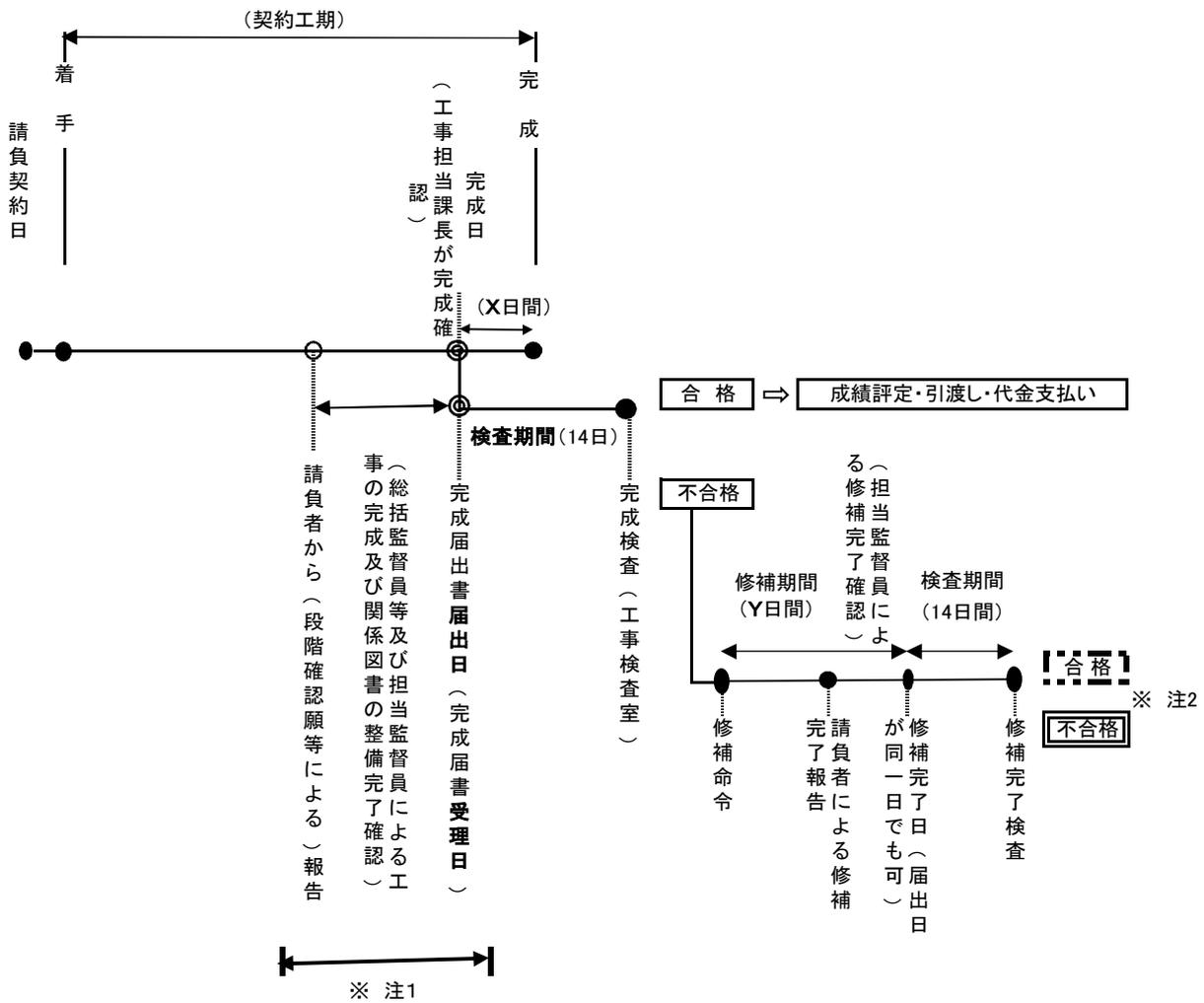
工事検査室長

工事の完成届書の「完成日」及び工事検査依頼書の「完成届書受理年月日」の取り扱いについて各課の取り扱いが混乱しています。そのため、なかには工事検査依頼時に富士市建設工事請負契約約款第 31 条第 2 項に定められた検査期間（完成届書受理日から 14 日以内）がほとんど確保されていない事例がありました。

今後は、今回定めた「完成届出書の完成年月日及び届出日の取り扱い」に従いすみやかに完成検査の手続きを進めて検査期間を確保し、工事契約約款で定められた期間内に完成検査が執行できるようお願いします。

以上

別図：完成年月日、完成届書届出日と検査期間の解釈について



※ 注1

1. 請負者による(段階確認願い等による)完成報告。  
完成報告は担当各課の取り扱いによる。(例:口頭報告でも可)
- ↓
2. 総括監督員等、担当監督員による工事の完成及び関係図書の整備完了確認。  
(従来、課内下検査として扱っていた業務)
- ↓
3. 工事担当課長による完成確認 (完成日)  
(従来、課内下検査の合格として扱っていた業務)
- ↓
4. 請負者による工事関係図書、完成届出書の工事担当課へ提出(届出日)
- ↓
5. 担当監督員による工事関係図書、完成届出書の受理(受理日)

- ※ 注2:  $X \geq Y$  の場合 ・ **合格** → 工事目的物の引渡し・工事成績評定・代金支払い  
 $X < Y$  の場合 ・ **不合格** → 損害金請求 (理由: 修補期間は契約工期に含まれるため)  
 ただし、完成を認められた場合 引渡し、代金支払い
- ・ X : 工事完成日から契約工期の完成日までの日数
  - ・ Y : 請負業者が修補命令書を受け取った日から、修補完了届出を提出するのに要した日数

・検査期間(14日間)は土日祭日を含んだ期間であり、契約約款に定められた期日である。検査が確実にこの期間内に、執行できるように完成届出書受理以降すみやかに工事検査依頼書を工事検査室へ提出すること。

# 特定建設作業実施届出書

年 月 日

富士市長 様

フリガナ  
住 所  
〔法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地〕  
フリガナ  
氏 名  
〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

特定建設作業を実施するので、  
〔騒音規制法第 14 条第 1 項（第 2 項）  
振動規制法第 14 条第 1 項（第 2 項）  
静岡県生活環境の保全等に関する条例 71 条第 1 項（第 2 項）  
静岡県生活環境の保全等に関する条例 88 条第 1 項（第 2 項）〕の規定により、  
次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2 又は振動規制法施行令別表第 2 に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自 年 月 日			日間
	至 年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間 時間
	自 時	至 時		
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第 2 又は振動規制法施行令別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第 2 又は振動規制法施行令別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
5 ※印の欄には、記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

## 2. 特定建設作業の種類（工事事業者が届出）

### 2-1 騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	摘 要
1 くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機くい抜機、くい打機をアースオーガ ーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない 作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格 出力が15キロワット以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45立方メートル 以上、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200キログ ラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う 作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境 大臣が指定するものを除く。 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境 大臣が指定するものを除く。 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境 大臣が指定するものを除く。 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

### 2-2 振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	摘 要
1 くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物、その他の 工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない 作業に限る。
4 ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない 作業に限る。

※ ただし、上記の騒音・振動に係る当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

### 3. 指定地域

用途地域	騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分	県条例の区域区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域の1	法律と同様
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整区域	第2種区域	第1種区域の2	法律と同様
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域 (弥生新田周辺)	第3種区域	第2種区域の1	法律と同様
工業地域 一部の市街化調整区域 (浮島工業団地)	第4種区域	第2種区域の2	騒音：第4種区域 振動：第2種区域の2
工業専用地域	適用除外	適用除外	

## 4. 規制基準

### 7-1 騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

		1 くい打機等を使用する作業	2 びょう打機を使用する作業	3 さく岩機を使用する作業	4 空気圧縮機を使用する作業	5 コンクリート・プラント・アスファルトプラントを設けた作業	6 バックホウを使用する作業	7 トラクターショベルを使用する作業	8 フルトーサーを使用する作業
騒音の基準値		85dB (デシベル)							
時間帯	第1号区域	7 : 00～19 : 00の間で1日10時間以内							
	第2号区域	6 : 00～22 : 00の間で1日14時間以内							
期間	第1号区域	連続6日間以内							
	第2号区域	連続6日間以内							

※ 騒音の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

日曜日及びその他の休日等は、特例（災害・その他非常の作業）を除き行わないこと。

- 第1号区域：工場等の規制基準の第1種区域、第2種区域、第3種区域並びに第4種区域のうち学校、病院等から概ね80メートル以内の区域
- 第2号区域：第4種区域のうち第1号区域以外の区域

4-2 振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

		1 くい打機等を使用する作業	2 鋼球を使用した建築物等の破壊作業	3 舗装版破碎機を使用する作業	4 ブレーカーを使用する作業
		振動の基準値			
時間帯	第1号区域	7 : 00～19 : 00の間で1日10時間以内			
	第2号区域	6 : 00～22 : 00の間で1日14時間以内			
期間	第1号区域	連続6日間以内			
	第2号区域	連続6日間以内			

※ 振動の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

日曜日及びその他の休日等は、特例（災害・その他非常の作業）を除き行わないこと。

- 第1号区域 : 工場等の規制基準の第1種区域の1、2、第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち学校、病院等から概ね80メートル以内の区域
- 第2号区域 : 第2種区域の2のうち第1号区域以外の区域

## 5. 届 出

下記の届出書及び添付書類を2部ずつ提出して下さい。

① 特定建設作業届出書

届出者は、建設工事を行う元請業者の代表者名で届出して下さい。

作業の内容は、使用する機械の名称・型式及び仕様等の内容を詳細に記入して下さい。

② 当該作業の場所の付近の見取図

③ 当該作業を伴う建設工事の行程の概要を示した工事工程表で当該作業の工程を明示したものを。

特定建設作業の開始の日の**7日前**までに届出して下さい。

【富士市では快適な生活環境を維持するために下記の指導をしています】

① 1ヶ月を超えて作業を行う場合は、1ヶ月ごとに届出をして下さい。

② 作業時間は、午前8時より午後5時までとして下さい。

③ 事前に近隣住民へ作業期間・内容等を十分に説明し、騒音振動の防止に努めて下さい。

## 2 適正施工の確保編

# 富士市優良工事表彰実施要領

(平成17年5月19日制定)

## (目的)

第1条 この要領は、富士市の発注する建設工事を請負った建設業者のうち、対象工事の成績評定が優れた業者を優良工事施工業者として認定し、このうちから他の模範となる工事施工業者及び主任技術者等を表彰することにより、建設技術の向上並びに施工の適正化を図り、もって優れた社会資本の整備に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に定める工事をいう。
- (2) 建設業者 法第2条第3項に定める者で、工事を直接請負うものをいう。
- (3) 主任技術者等 法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者をいう。
- (4) 対象工事 富士市が発注し前年度に完成した工事で、契約検査課が取り扱う工事をいう。ただし、修繕工事等を除く。

## (富士市優良工事選考委員会)

第3条 優良工事施工業者の認定候補者並びに優良工事施工業者及び主任技術者等の表彰候補者を選考し、市長に推薦するため、富士市優良工事選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (組織)

第3条の2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員会の庶務は、契約検査課が処理する。

## (会議等)

第3条の3 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(選考、推薦)

第3条の4 委員会は、別に定める富士市優良工事表彰実施要領 運用基準（以下「運用基準」という。）の認定要件に該当する工事施工業者を選考し、優良工事施工業者の認定候補者として市長に推薦する。

2 委員会は、前項の認定候補者の内から、運用基準の表彰要件に該当する工事施工業者及び主任技術者等を選考し、表彰候補者として市長に推薦する。

3 前2項の場合において、委員会は、工事担当課長の意見を求めることができる。

(認定)

第4条 市長は、委員会の推薦に基づき優良工事施工業者を認定し、これを公表する。

2 市長は、前項の優良工事施工業者（以下「認定業者」という。）に対し、工事の競争入札参加者の指名等において、次年度の認定が行われるまでの間に限り、特別な配慮をすることができる。

ただし、認定業者が、運用基準の「特別な配慮をしない場合」に該当したときは、この限りでない。

(表彰)

第5条 市長は、委員会の推薦に基づき表彰者を決定し、これを表彰する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

ただし、第4条第2項及び第5条第2項の規定は、平成18年の認定および表彰の日から施行する。

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

この要領は、平成25年6月4日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条の2関係)

産業交流部長

都市整備部長

上下水道部長

建設部長

契約検査課長

## 富士市建設工事施工体制点検取扱要領

### 1 趣 旨

この要領は、本市が発注する建設工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）及び同法第 15 条の規定による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）に基づき、工事現場における適正な施工体制の確保を図るための監督業務における点検事項について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象工事

#### (1) 次項第 2 号ア及びイに係る事項

請負代金の額が 4,500 万円（建設一式工事にあつては、9,000 万円）以上のものについて実施するものとする。

#### (2) 次項第 2 号ウ、エ及びオに係る事項

請け負った建設工事のうち一部を下請負施工により行う建設工事

#### (3) 次項第 2 号カ及びキに係る事項

前 2 号に掲げるものについて、実施するものとする。

### 3 工事現場における点検

#### (1) 点検方法

監督員は、工事現場に出向き、提出された着手届、工程表、主任技術者等通知書等に基づき、現場代理人その他の工事関係者との面接等の方法により点検し、確認する。

#### (2) 点検内容

別記のチェックリストにより、次の事項を点検し、確認する。

##### ア 監理技術者又は監理技術者補佐、主任技術者（以下「監理技術者等」という。）

監理技術者資格証（監理技術者補佐、主任技術者の場合は、運転免許書等）の提示を求め、その者が富士市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項に基づきあらかじめ通知された監理技術者等と同一であり、元請負人の企業に所属するものであることを確認する。

##### イ 技術者等の現場の常駐状況

監理技術者等及び現場代理人の現場常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

##### ウ 施工体制台帳

提出された施工体制台帳の写し及び添付された下請負契約書、再下請負契約書、再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

##### エ 施工体系図

施工体系図が、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認すること。

#### オ 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないこと、並びに施工体制台帳及び施工体系図が実際の施工体制と異なるものでないことを点検すること。この場合において、同一工事の入札参加者が下請負人となっていないことを確認すること。

#### カ 工事カルテの登録

工事カルテの登録を行い、CORINS 登録の受領書が交付されていることを確認すること。

#### キ 建設業許可を示す標識等

- ① 建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていることを確認すること。
- ② 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていることを確認すること。
- ③ 労災保険関係の提示事項が掲示されていることを確認すること。

#### (3) 点検回数

- ① 原則として毎月 1 回以上点検を実施するものとする。
- ② 工期が 3 ヶ月以内の工事については、①にかかわらず、工期の最初、中間及び工期末の 3 回以上とする。

#### (4) 点検を実施する者

- ① 主任監督員又は担当監督員が実施するものとする。
- ② 少なくとも 1 回以上は、総括監督員が主体となって実施すること。ただし、対象工事件数が多い工事担当課にあっては、主任監督員がこれに代わることができる。

### 4 点検結果の報告

- (1) 監督員は、点検が完了したつど、別記のチェックリストに所見を記入し、上司に報告し工事検査時に検査員に提示すること。
- (2) 点検及び確認により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、工事施工担当課長は市長に、その内容を報告しなければならない。
  - ア 受注者又は下請負人が、その請け負った工事を一括して他人に請け負わせたとき。
  - イ 受注者又は下請負人が、建設業の許可を受けていない者に、建設業法に規程する金額以上の金額の下請負をさせたとき。
  - ウ 受注者又は下請負人が、監督官庁から営業の停止又は禁止を命じられた建設業者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請負契約を締結したとき。
  - エ 受注者が、施工体制台帳（変更を含む）の写しを本市に提出しなかったとき。
  - オ 受注者が、監理技術者等の設置状況その他施工体制の点検を本市から求められ、これを受け入れることを拒んだとき。
  - カ 受注者が、施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げていないとき。
  - キ 受注者が、必要な施工体制台帳を作成せず、又は作成した施工体制台帳を現場に備え置かなかつたとき。

- ク 当該工事の下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせたにもかかわらず、その通知を受注者にしていなかったとき。
- ケ 受注者又は下請負人が、必要な監理技術者等を配置していなかったとき。
- コ 受注者が配置した監理技術者が、監理技術者資格証の交付を受けていなかったとき。
- サ 受注者が配置した監理技術者が、監理技術者資格証の提示を拒んだとき。
- シ 土木一式工事又は建築一式工事を請け負った受注者又は下請負人が、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事を自ら施工する場合において、当該建設工事を管理する資格を持った技術者を配置していなかったとき、又は当該建設工事にかかる建設業の許可を受けていない者にその建設工事を請け負わせたとき。
- ス 受注者または下請負人が、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工する場合において、当該建設工事を管理する資格を持った技術者を配置していなかったとき、又は当該建設工事に係わる建設業の許可を受けていない者にその建設工事を請け負わせたとき。
- セ 受注者または下請負人が、その業務に関し、法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

## 5 建設業許可部局への通知

市長は、前項第 2 号の報告があったときは、当該受注者又は下請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事業に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

### 附 則

(施行時期)

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(工事現場等における施工体制の点検取扱要領の廃止)

2 平成 13 年 4 月 1 日工事現場等における施工体制の点検取扱要領は、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

課長	総括監督員	主任監督員	担当監督員

## 工事現場等における施工体制チェックリスト（第 回）

点検者：		工事担当課：		点検日： 年 月 日	
				担当監督員名：	
<b>工事契約の概要</b>					
工事名	年度 第 号		工事		
工期	着手 年 月 日	完成	年 月 日		
受注者：	請負代金額：		一次下請負金額：		
<b>点検項目</b>					
<b>1 監理技術者等の調書（写し）と本人の同一性の点検</b>					
(1)	技術者の区分 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐	調書氏名： 本人氏名：	<input type="checkbox"/> 同一者 <input type="checkbox"/> 他者		
(2)	監理技術者資格者証又は監理技術者補佐、主任技術者の身分証明書(運転免許証等)の携帯				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(3)	他者の場合の措置	指示書等 年 月 日	結果：		
<b>2 監理技術者等の身分の点検（直接的かつ恒常的な雇用関係と資格要件の点検）</b>					
(1)	雇用関係の点検	健康保険証等の確認 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	勤務する企業名：		
	雇用の状況	<input type="checkbox"/> 恒常的勤務	：従業員年数	年入社	年
		<input type="checkbox"/> 直前雇用	：直前入社日	年 月 日	
(2)	技術者の資格要件	国家資格名： 技術者番号：	取得年月日： 年 月 日		
<b>3 専任すべき監理技術者等、現場代理人の常駐</b>					
(1)	監理技術者等 <input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 不在の場合の理由：	不在の場合の連絡体制 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 連絡方法：			
(2)	現場代理人名： <input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 不在の理由：	不在の場合の連絡体制 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 連絡方法：			
<b>4 施工体制台帳・施工体系図の整備状況</b>					
(1)	施工体制台帳・施工体系図が現場に整備されているか				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	台帳と施工体制が一致しているか				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
(2)	下請負契約書（写し）の添付				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(3)	再下請負通知書、再下請負契約書(写し)の添付(再下請負契約を締結した場合)				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<b>5 工事カルテ受領書の確認</b>					
<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否					
<b>6 標識の掲示等（工事の施工範囲内、屋外掲示が原則）</b>					
(1)	施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示してあるか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(2)	建設業退職金共済組合への加入標識が、現場の見やすい場所に掲示してあるか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(3)	労災保険関係の成立を表す標識が、現場の見やすい場所に設置されているか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4)	建設業の許可を受けたことを表す標識を、公衆の見やすい場所に設置されているか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
点検者の所見：					

富士市  
電子納品運用ガイドライン

令和4年4月

富士市

## 目次

1	本ガイドラインの取り扱い	
1-1	目的	1
1-2	適用する事業	1
1-3	電子納品の対象	1
1-4	電子納品の流れ	1
1-5	準拠する要領・基準類	2
2	電子成果品の仕様	
2-1	電子成果品の仕様（土木工事）	3
2-2	電子成果品の仕様（営繕工事）	4
3	電子納品の実施にあたっての留意事項等	
3-1	提出部数	5
3-2	発注図の準備について	5
3-3	事前協議について	5
3-4	CADデータ形式	5
3-5	写真について	6
3-6	電子媒体の表記について	6
3-7	検査方法について	6
3-8	電子成果品のチェックについて	7
3-9	電子成果品の保管管理（発注者）について	7

### 改訂履歴

第1版	令和2年12月1日	初版制定
第2版	令和4年4月1日	一部改訂

## 1 本ガイドラインの取り扱い

### 1-1 目的

「富士市電子納品運用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、富士市が発注する建設工事において、電子納品を円滑に実施するために必要な事項を示したものである。

### 1-2 適用する事業

全ての建設工事を対象とし、受発注者間の協議で決定する。

なお、当面の間電子納品が困難な受注者においては、紙ベースでの提出も可とすることができる。

### 1-3 電子納品の対象

電子納品の対象書類は「写真」及び情報共有システム（以下「システム」という。）上で共有した工事帳票とする。

原本が紙媒体の書類は、電子化する必要はなく、紙媒体で納品とする。

なお、スキャナによる取り込みにより、電子化しても良い。

### 1-4 電子納品の流れ

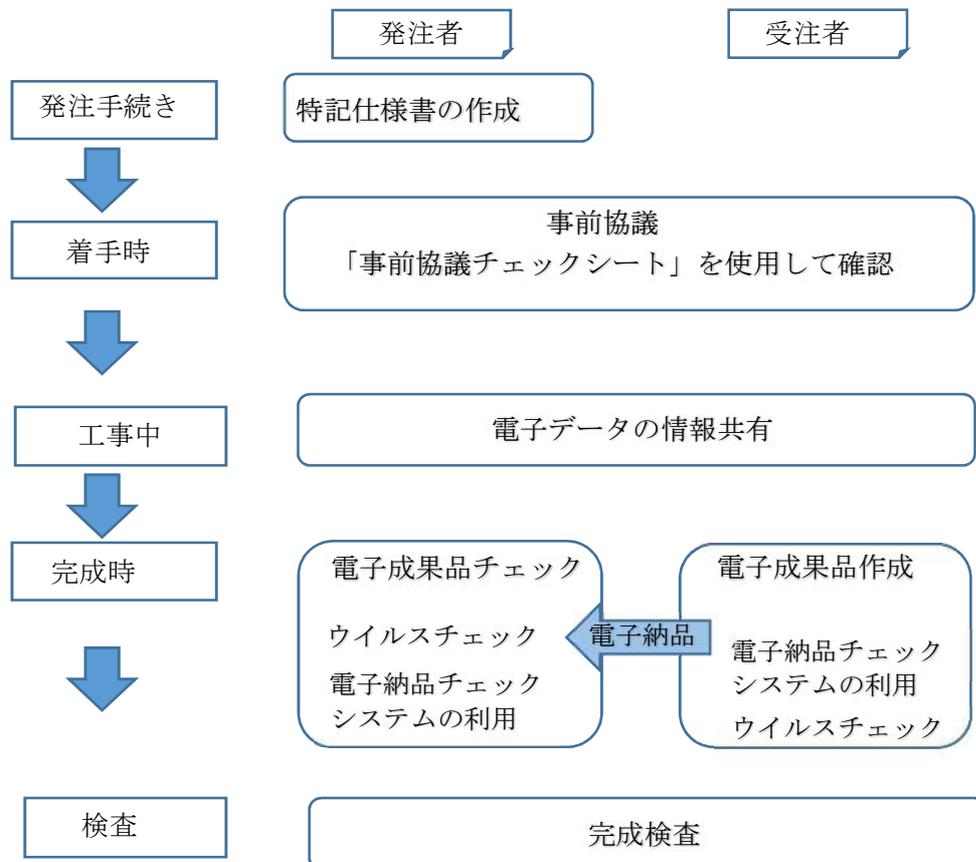


図 1-1 電子納品全体の流れ

1-5 準拠する要領・基準類

本ガイドラインに記載のない項目は、以下の要領・基準に準拠する。

なお、各電子納品に関する要領・基準は適宜追加・改定等が行われるため、最新版を適用する。

表 2 準拠する要領・基準類

要領・基準名	策定・改定年	策定
情報共有・電子納品運用ガイドライン	令和 3 年 4 月	静岡県
CAD 製図基準による成果品作成方針	平成 30 年 2 月	
営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン	令和 3 年 4 月	
工事完成図書の電子納品等要領	令和 3 年 3 月	国土交通省
電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	令和 3 年 3 月	
CAD 製図基準	平成 29 年 3 月	
土木設計業務等の電子納品要領	平成 31 年 3 月	
測量成果電子納品要領	令和 3 年 3 月	
地質・土質調査成果電子納品要領	平成 28 年 10 月	
デジタル写真管理情報基準	令和 2 年 3 月	
営繕工事電子納品要領	令和 3 年 3 月	
建築設計業務等電子納品要領	令和 3 年 3 月	

## 2 電子成果品の仕様

### 2-1 電子成果品の仕様（土木工事）

電子納品成果品は、原則として「工事完成図書」の電子納品等要領」のフォルダ構成に準拠すること。格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。

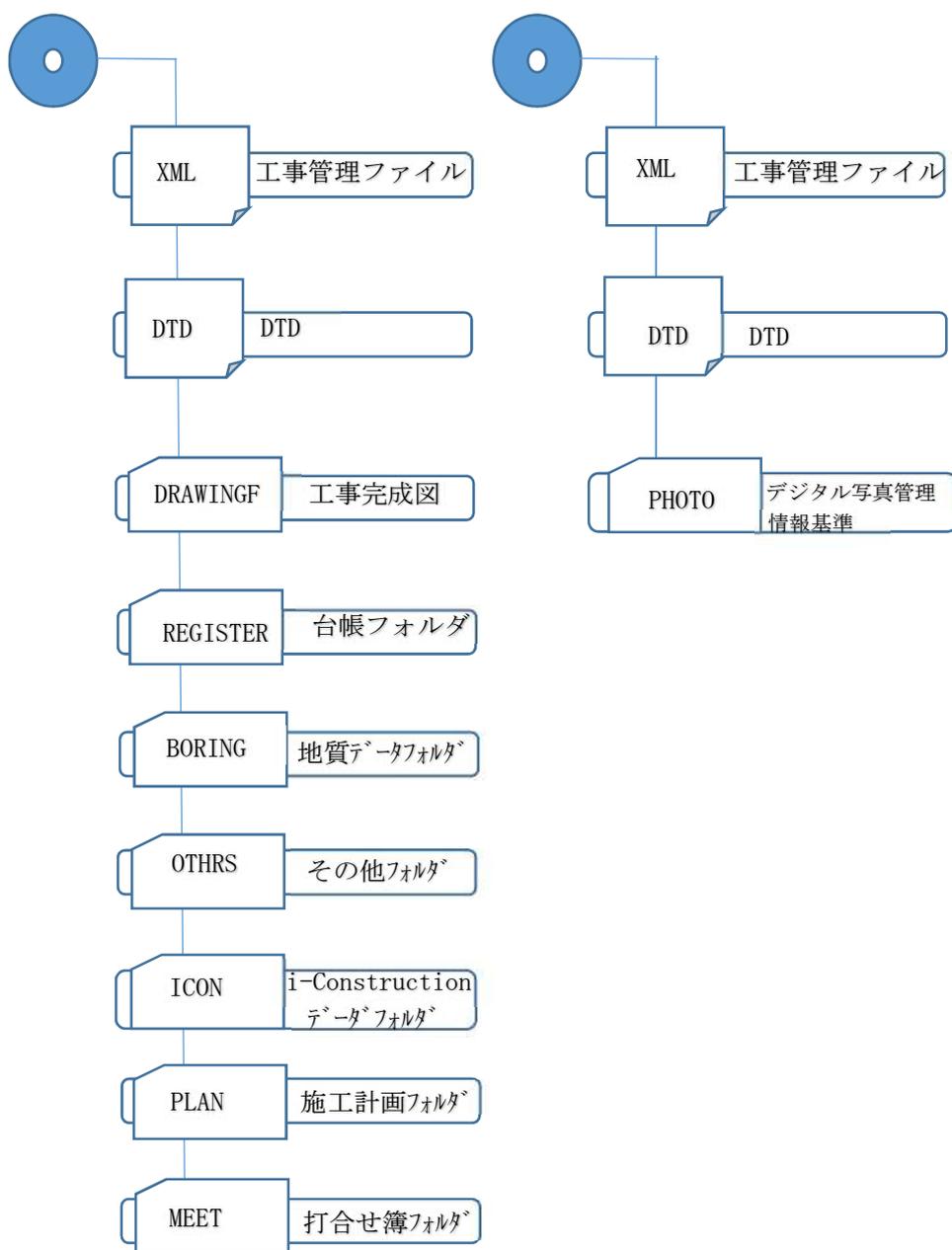


図 2-1 電子媒体に格納される電子成果品および工事帳票のイメージ（土木）

## 2-2 電子成果品の仕様（営繕工事）

電子納品成果品は、原則として「営繕工事電子納品要領」のフォルダ構成に準拠するが、写真の整理方法は土木工事仕様とし、別の電子媒体に格納する。

なお、受発注者間の協議によりこの限りでない。

格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。

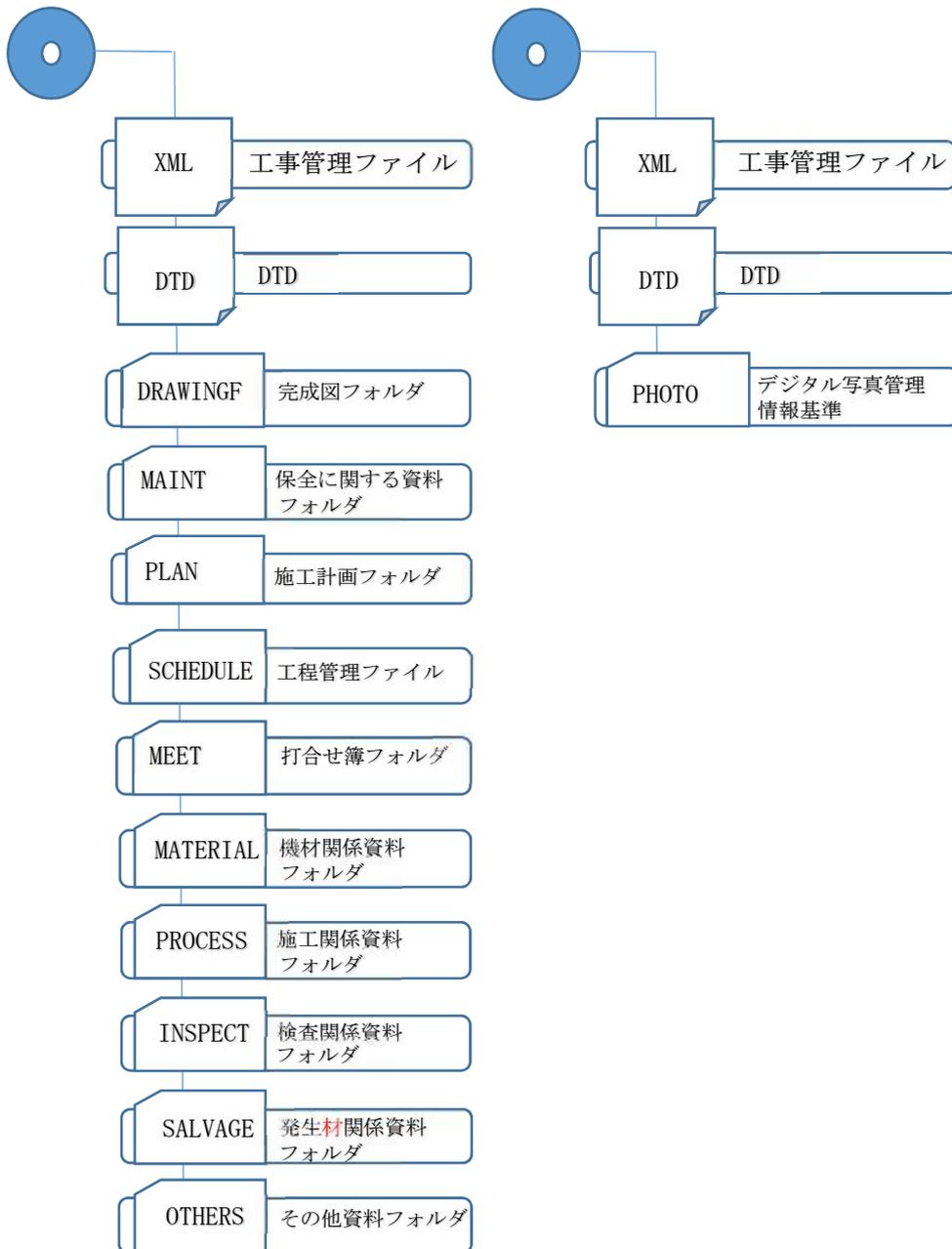


図 2-2 電子媒体に格納される電子成果品および工事帳票のイメージ（営繕）

### 3 電子納品の実施にあたっての留意事項等

#### 3-1 提出部数

建設工事で提出する成果品の部数は以下のとおりとする。

(CD-R が複数枚となる場合は、DVD-R を使用し、原則 1 枚とする。)

##### (1) 工事の電子納品

- ・電子納品媒体は、1 部とする。

ただし、着手・完成、代表写真を 1 部、紙で提出すること。

また、監督員の指示がある場合は、必要となる部分を紙で 1 部提出すること。

#### 3-2 発注図の準備について

発注者は、発注図の CAD データを準備できる場合は、積極的に受注者に貸与すること。貸与した場合のみ電子納品対象とする。

なお、発注図が紙図面の場合は、電子納品の対象としない。

また、「CAD 製図基準」に準拠していない CAD データが貸与された場合は、電子納品の際、「CAD 製図基準」に準拠させる必要はない。

#### 3-3 事前協議について

発注者と受注者は、着手前に「事前協議チェックシート」により、以下の内容について事前協議を行うこと。

- (1) 基本情報
- (2) 適用要領・基準類
- (3) インターネットアクセス環境等
- (4) 電子納品対象項目
- (5) 検査方法

#### 3-4 CAD データ形式

CAD データファイルのフォーマットは原則として SXF(SFC)形式 (Ver. 3.1) とするが、協議によってはこの限りではない。

CAD データを格納する場所によって、電子納品チェックシステムでエラーが発生する場合には、OTHERS フォルダに格納する。またはエラーを許容する。

### 3-5 写真について

「デジタル写真管理情報基準」に基づき撮影すること。

また、工事監理の撮影頻度は「土木工事施工管理基準」「営繕工事写真撮影要領」の写真管理基準に基づき、必要以上の枚数を納品しない。

また、有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100万画素程度＝1,200×900程度）として設定する。不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

なお、使用した写真管理ソフトの最新版のビューアソフトを添付する。

### 3-6 電子媒体の表記について

電子媒体には、「契約番号」、「工事名称」、「作成年月」、「担当課名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、「発注者署名欄」、「受注者署名欄」を明記し、直接署名を行う。

契約番号： 0000000000  
工事名： ○○○○○○○○  
令和2年10月 1 / 1

担当監督員	現場代理人
-------	-------

担当課： ○○○○  
受注者： ◇◇◇◇株式会社  
ウイルス対策ソフト名： □□□□  
チェック年月日： 令和2年10月  
フォーマット形式： JOLIET

### 3-7 検査方法について

事前協議の段階で検査方法について確認しておくこと。

電子納品された書類等はパソコン上で受検することを原則とする。

監督員は、検査用のデータをファイルサーバー ■工事検査共有ー各課フォルダに工事名のフォルダで保存する。検査後は速やかに削除する。

### 3-8 電子成果品のチェックについて

電子成果品が、各電子納品要領・基準に適合していることを「国土交通省 電子納品に関する要領・基準」Web サイトで公開している最新の「電子納品チェックシステム」により確認する。

なお、営繕事業については、受注者は電子媒体のフォルダ構成などが本ガイドラインに基づき正しく作成されているかについてチェックを行った上で電子成果物を発注者に提出し、発注者はチェックを行った上で電子成果物を受領することとする。

### 3-9 電子成果品の保管管理（発注者）について

電子納品された成果物は、工事担当課または当該施設を管理する部署が保管する。

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化（電子黑板）仕様書

- (1) 国土交通省通達の「平成 29 年 1 月 30 日付け 国技建管第 10 号」に基づき、使用すること。
- (2) 受注者は、工事着手前に監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨及び本工事で使用する機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について申し出、書面による承諾を得るものとする。
- (3) 導入に必要な使用機器は、受注者が選定、調達する。
- (4) 使用機器については、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」  
（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- (5) 受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準等に示す黑板に記載する項目による。
- (6) 写真帳の作成については、施工方法の順序等を考慮し、電子黑板と従来の黑板が混在してもよい。（別々の写真帳を作る必要は無い。）
- (7) 段階確認・中間及び完成等検査時は、従来の黑板を使用すること。
- (8) 上記の立会いにおいて電子黑板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員・検査員より立会い内容の確認を受けること。
- (9) 受注者は納品時に、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
- (10) 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

改定 令和 7 年 4 月 1 日

## 富士市建設工事における遠隔臨場の試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設現場において、受注者、監督員及び検査員の業務効率化を図るため、受注者がウェアラブルカメラやネットワークカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）を活用し、現場等から離れた場所で発注者が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができるもの（以下、「遠隔臨場」という。）の試行について必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 富士市が発注する全ての工事を対象とし、施工箇所の通信環境が良好である工事で、受発注者の協議が整った場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

### (適用)

第3条 遠隔臨場は、立会（公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会を含む）、段階確認、材料検査及び工場検査並びに中間検査で行うことができる。

ただし、出来形計測等において映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。

### (実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の手順により実施する。

#### (1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。

#### (2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、遠隔臨場中の監督員または検査員の映像を含む写真を記録し提出するものとする。

また、遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員または検査員の臨場に替えて工事黒板(電子小黒板含む)に「遠隔臨場」と明記した写真により行うものとする。

### (実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

#### (1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

#### (2) 遠隔臨場の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願の確認方法欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、監督員または検査員が臨場の必要があると判断した場合は、臨場により実施するものとする。

### (3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員または検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認に変更するものとする。

### (4) 遠隔臨場の記録

受注者は、遠隔臨場による監督員の確認をした場合、速やかに実施記録を監督員に提出するものとする。

受注者は、遠隔臨場による検査員の検査をした場合、速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

### (機器等の手配・仕様)

第6条 機器等の準備、手配、機器の仕様の決定にあたり以下のことに留意する。

(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末等及び通信回線等の準備を行うものとする。

(2) 監督員または検査員は、富士市が保有するパソコン等を利用する。

(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、富士市が保有するパソコン等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

### (費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

### (試行の検証)

第8条 遠隔臨場を実施した受注者は、有効性や効果、課題等について把握するための調査等に協力する。

### (成績評定)

第9条 工事成績評定の対象となる工事で遠隔臨場を実施し、建設現場の生産性向上に効果が認められた場合は、「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

### (その他)

第10条 本要領に定めのない事項は、受発注者間で協議して決定する。

### 附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、既契約工事についても適応とする。また、第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。